

岩手県監査委員告示第10号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月3日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 総務部総務室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年8月7日

イ 本監査実施日 平成26年9月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工作物の管理について、平成26年10月27日に普通財産として登録を行った。 今後、財産異動の際には現場において現物確認を行い、登録漏れ防止等の再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 総務部総合防災室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月10日

イ 本監査実施日 平成26年8月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが2件、373,662円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理について、指定管理者が委託料で購入した備品を平成26年8月7日に購入外物品登録し、備品管理一覧表の整理を行った。 今後、備品管理の流れを整理した文書を指定管理者に周知し、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 保健福祉部健康国保課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月8日

イ 本監査実施日 平成26年8月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 旅費及び扶助費の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事	ア 旅費及び扶助費の支出の遅れについては、支出遅れがないよう支給管理表及びチェック表を作成し、適正な進

務の執行に努められたい。	行管理を行い再発防止に努めることとした。
イ ポスター掲示に係る経費の支出に当たり、役務費で支出すべきものを委託料で支出しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 支出の節の誤りについては、制度を組織内で周知することとし、複数人によるチェック体制を強化し再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 保健福祉部医療政策室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月9日

イ 本監査実施日 平成26年8月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
看護職員修学資金貸付金償還金遅延利息の徴収に当たり、調定を行っていないものが40件、76,911円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	看護職員修学資金貸付金償還金遅延利息の未調定については、制度を組織内で周知し、償還金の納入状況を複数人で確認することにより再発防止に努めることとした。